

政策6 ～協働によるまちづくり～

施策6-1 市民協働の推進

施策のねらい（めざす姿）

自分のまちを自分たちで担う人が増加し、地域コミュニティ※¹が形成されている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
地域コミュニティ活動へ参加している市民の割合(%)	42.4	41.0		市民アンケートで、「地域のコミュニティ活動に参加していますか」という質問に、「よく参加している」「ときどき参加している」と回答した人の割合です。
ボランティア※ ² 活動をしている市民の割合(%)	10.1	12.6		市民アンケートで「ボランティア活動をしている」と回答した人の割合です。

前期基本計画の取組結果

地域のコミュニティ活動を活発化し、市民協働によるまちづくりの実現に向け、コミュニティ活動やボランティア、NPO法人などの市民活動団体への支援と連携を進めてきました。

校区コミュニティ協議会※³は、平成22年度に3校区（下妻、水田、古川）、平成23年度に2校区（古島、二川）が設立され、活動を始められました。

施策の成果指標である「地域コミュニティ活動へ参加している市民の割合」は、平成17年度の42.4%が平成22年度では41.0%とほぼ横ばいとなっています。また、「ボランティア活動をしている市民の割合」は、平成17年度の10.1%が平成22年度では12.6%と微増しました。

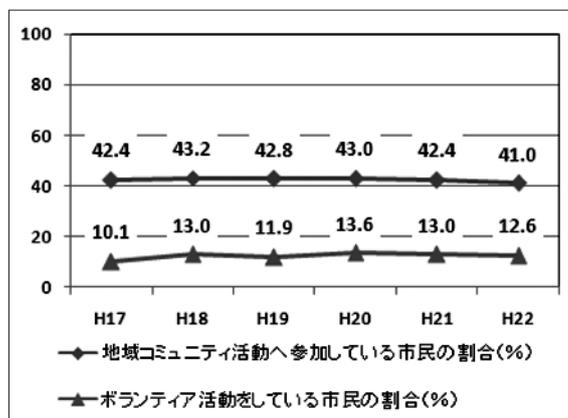
後期基本計画の課題と方向性

地方分権の進展や東日本大震災の影響により、地域コミュニティ活動、市民協働の必要性が再認識されています。一方で、本市では、行政区（自治会）加入率は95%を超えていますが、生活様式の変化に伴い微減傾向が見られ、地域組織と個人の関わりが希薄化する傾向が進んでいます。

後期基本計画でも、地域コミュニティ活動、ボランティア活動に参加する市民を増やすため、ボランティア養成講座やボランティア団体・NPO活動補助事業などに取り組みます。さらに、ボランティアの活動状況や成果などの情報・意見交換の場を作るなど、活動する市民どうしのつながりによる活動の活発化をめざします。

また、校区コミュニティ協議会が設立された校区について活動内容の充実を支援するとともに、未設置校区については校区コミュニティ構想を重点的に推進し、地域リーダーの発掘・育成を図ります。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 市民活動の活発化（6-1-1）

●ねらい（めざす姿）

市民活動に参加する個人・団体・NPO法人が増え、市民によるまちづくりが進んでいる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民活動・ボランティア活動を行う団体へ登録されている市民の数（人）	1,751	2,000	市民 地域 行政
市民活動団体・ボランティア団体の数（団体）	30	40	
NPO法人の数（団体）	11	15	

2 地域コミュニティ活動の活性化（6-1-2）

●ねらい（めざす姿）

自主的な地域づくりに取り組む行政区、地域が増えている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
地域づくり（まちづくり）団体の数（団体）	4	7	地域 行政
自治会加入率（％）	95.4	95.0	
校区コミュニティ協議会の数（校区）	3	11	

3 市民との協働に向けての職員の意識の醸成（6-1-3）

●ねらい（めざす姿）

市民と協働して公共サービスを行うという意識が醸成され、協働に向けた取り組みが進む。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民との協働を理解する職員の割合（％）	96.5	➡	行政
地域活動、ボランティア活動に参画している職員の割合（％）	48.1	➡	

用語解説

- ※ 1 **地域コミュニティ** 日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおしてお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自主的に住みよくしていく地域社会のことです。
- ※ 2 **ボランティア** もともと「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉です。誰もが、自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動のことをいいます。
- ※ 3 **校区コミュニティ協議会** 一つの行政区や単位組織（子ども会・老人会等）では解決が困難な課題、より広域での取り組みが必要とされる課題の増加に伴い、その対策として、従来からつながりの深い小学校区を単位とし、住み良いまちにしていこうために様々な人や組織、団体が連携して活動する協議会のことです。

政策6 ～協働によるまちづくり～

施策6-2 積極的な広報・広聴の展開

施策のねらい（めざす姿）

行政情報が適正に市民に伝わり、市民の意見を聴く機会が確保されている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

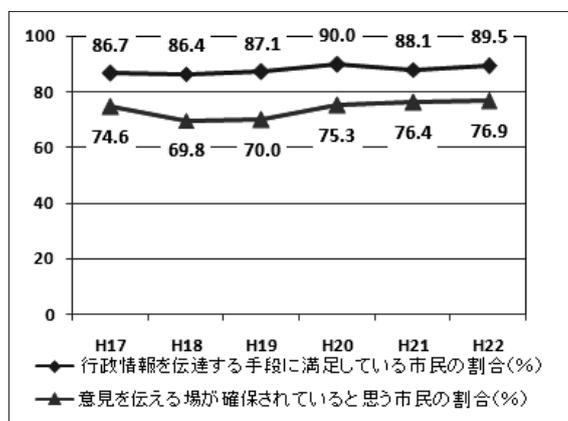
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
行政からの広報や情報を伝える手段に満足している市民の割合 (%)	86.7	89.5	→	市民アンケートで行政からの広報や情報を伝える手段について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。
市民が意見を行政に伝える機会に満足している市民の割合 (%)	74.6	76.9	→	市民アンケートで市民が意見を行政に伝える機会について「満足している」「どちらかといえば満足している」「ふつう」と回答した人の割合です。

前期基本計画の取組結果

行政情報を正しく迅速に知らせるとともに、市民の皆さんの意見を聴き市政執行に活用しています。広報ちくごの発行やホームページの運営に加え、マスコミに情報提供することで、メディアを利用して情報を発信しました。また、出前市長室や市長への手紙など、市民が意見を言う場の確保に努めました。

施策の成果指標である「行政情報と伝達する手段に満足している市民の割合」は、平成17年度の86.7%が平成22年度には89.5%と、広報ちくごやホームページなど広報媒体の多様化・定着化により向上しました。また、「意見を伝える場が確保されていると思う市民の割合」は、平成17年度の74.6%が平成22年度には76.9%とほぼ横ばいで推移しました。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

地方分権や市民協働の推進といった時代潮流から、積極的に市民と行政の情報共有を進め、意見を交わしながらまちづくりを進めることが大切です。

ホームページや携帯電話サイトなど多様化する情報伝達手段を活用して、タイムリーで、より分かりやすい情報提供を行っていきます。一方では、従来の印刷媒体である広報ちくごについてもより見やすいものとなるようにしていきます。加えて、マスメディアを活用した情報発信のために、パブリシティ※1の強化を図ります。

また、引き続き市長への手紙や出前市長室など、市民の意見を聴く機会を設けるとともに、広聴制度の周知や実施方法を改善するなどして、市民の皆さんが意見を出しやすい環境づくりを進めます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

ニーズに対応した広報機能の充実（6-2-1）

●ねらい（めざす姿）

市民が知りたい行政情報をタイムリーに入手※2することができるとともに、行政に対する関心が高まっている。

1

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
「広報ちくご」を読んでいる人の割合（%）	95.6	➡	市民 行政
行政からの情報が早く、わかりやすく伝えられていると思う市民の割合（%）	55.4	➡	

多様な媒体を活用した広報の充実（6-2-2）

●ねらい（めざす姿）

多様な媒体を通じた広報活動により、市民の情報入手の利便性が高まっている。

2

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
筑後市ホームページへの年間アクセス数※3（件）	275,935	300,000	行政
パブリシティにより、新聞4紙※4に掲載された筑後市関連の記事件数（件）	—	180	

広聴の充実（6-2-3）

●ねらい（めざす姿）

様々な方法によって市民が意見を伝える機会が確保され、市民の意見が市政に反映されている。

3

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市民が意見を行政に伝える機会に満足している市民の割合（%）	76.9	➡	市民 行政
広聴による市民からの年間の意見件数（件）	218	550	



用語解説

- ※1 **パブリシティ** 企業や団体が、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに働きかけて「報道」として取り上げてもらう行為をいいます。広報活動の一つですが、「広告」とは異なりマスメディアに対して企業や団体が代金を払わない活動です。
- ※2 **タイムリーに入手** 情報は新しいほど価値があります。欲しい時に、時期を逸せず新鮮な情報を得ることです。
- ※3 **アクセス数** ネットワークを通じて市のホームページに接続された（閲覧された）件数です。
- ※4 **新聞4紙** ここでは、筑後市内に配達されている朝日新聞、西日本新聞、毎日新聞、読売新聞を指します。

政策6 ～協働によるまちづくり～

施策6-3 市民との協働による防災体制の充実

施策のねらい（めざす姿）

住民、地域、行政の防災体制が整備され、災害時の市民の生命・身体・財産が守られている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

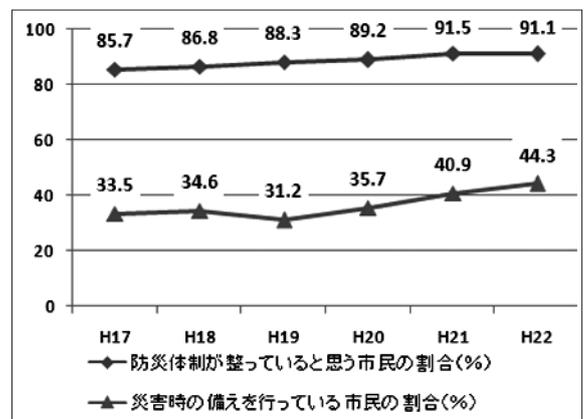
	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
防災体制が整っていると思う市民の割合(%)	85.7	91.1	→	市民アンケートで筑後市の防災体制について「満足」「どちらかといえば満足」「ふつう」と回答した人の割合です。
災害時の備えを行っている市民の割合(%)	33.5	44.3	→	市民アンケートで災害に対する備えを13項目※1のうち4項目以上行っていると回答した人の割合です。

前期基本計画の取組結果

防災体制の整備・充実のため、ちくごコミュニティ無線・Jアラート※2の導入、災害時要援護者支援プラン※3の策定、企業との災害協定※4の締結促進、消防庁舎の耐震化、救助工作車の更新、消防団車庫の新設などに取り組みました。

施策の成果指標である「防災体制が整っていると思う市民の割合」は平成17年度の85.7%から平成22年度は91.1%と向上しました。また、「災害時の備えを行っている市民の割合」も平成17年度の33.5%が平成22年度は44.3%と向上しています。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

筑後市は、これまで比較的災害による被害が少なかったため、近年のゲリラ豪雨等の異常気象や、特に東日本大震災により市民の防災意識は高まってきてはいますが、高いレベルまでには至っていません。

後期基本計画では、市の防災機能、体制整備をさらに充実させるとともに、ハザードマップ※5を全世帯へ配布するなど積極的に防災情報を提供することで市民の防災意識を高め、地域での自主防災組織の組織化を進めていきます。また、防災訓練などを通して、機能的・効果的な災害時要援護者支援体制の構築を進めることで、施策の成果向上をめざします。

火災等の災害発生時に迅速な対応ができる体制を整備するため、平時（平日の昼間）に活動できる消防団員の確保に向けて、市民の協力による防災体制づくりを推進していきます。また、消防の広域連携の強化を図り、国との防災協定についても進めていきます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

防災意識の向上（6-3-1）

●ねらい（めざす姿）

啓発の充実などで、市民の防災意識が高まり、災害に対する備えができている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
災害時の備えを行っている市民の割合（%）	44.3	➡	市民 行政
避難場所を知っている市民の割合（%）	27.5	➡	

2

防災・災害情報機能の充実（6-3-2）

●ねらい（めざす姿）

市民が、正確な防災・災害情報を入手することができ、災害に適切に対応できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
情報入手方法を知っている市民の割合（%）	36.7	➡	地域 行政
防災・災害情報について市からの情報提供をする媒体数（種）	5	7	

3

自主防災組織※6の組織化と充実（6-3-3）

●ねらい（めざす姿）

地域において災害時における協力体制が確立されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
自主防災組織数（団体）	0	5	地域 関係団体 行政
要援護者避難支援計画（個別計画）※7が策定された要援護者数（人）	—	500	
防災訓練などへの参加者数（人）	380	400	

4

消防団の充実強化（6-3-4）

●ねらい（めざす姿）

災害時に、迅速な消防・防災活動ができる体制が整備されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
平時にすぐに消防活動ができる消防団員の割合（%）	43.0	45.0	関係団体 行政



5

災害時における行政による支援体制の整備 (6-3-5)

●ねらい (めざす姿)

避難場所設置などの支援体制を整備することにより、災害発生時において、市民の安全が確保されている。

	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	担い手
災害協定締結件数 (件)	12	20	行政
自主避難場所収容能力の充足率 (%)	8.3	8.3	
災害時に職員として果たすべき役割や初動を理解している職員割合 (%)	28.7	➡	



用語解説

- ※ 1 「災害の備えを行っている市民の割合」を調査する市民アンケートの選択肢にあげた13項目です。
1. 消火器 2. 飲料水 3. 保存食品 4. 火災警報器 5. ラジオ 6. 懐中電灯・ろうそく
7. 救急セット 8. 家具転倒防止策 9. 持出衣類 10. 災害時の家族との連絡方法取決 11. 避難場所を知っている 12. 防災訓練への参加 13. その他
- ※ 2 **Jアラート** 人工衛星と市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝える「全国瞬時警報システム」の通称。地震や津波、弾道ミサイルの発射など、対処に時間的余裕のない緊急情報を、国が直接、市町村のスピーカーから放送するシステムです。総務省消防庁が整備して2007年から運用しています。
- ※ 3 **災害時要援護者支援プラン** 災害時等に自分一人では避難が困難な高齢者や障害者等（要援護者）を地域全体で支援していこうとする計画です。
- ※ 4 **災害協定** 災害発生時に市の要請により人員の派遣や食料、物資の供給、業務や場所の提供等について、市と業者・団体等があらかじめ取り交わす契約です。
- ※ 5 **ハザードマップ** 地震、津波、大雨による水害などの自然災害による被害を予測して、被害を受ける範囲や被害の程度などを地図上に示したものです。また、避難場所や避難する時の心得なども記載しています。これを利用して、災害発生時に迅速・的確に避難することで、被害を減らすことができます。
- ※ 6 **自主防災組織** 防災活動に関して、公的機関に頼らず自らの手で取り組んでいこうとする組織・団体のことです。市内では行政区や小学校区の部会や班として組織化が進んでいます。
- ※ 7 **要援護者避難支援計画（個別計画）** 災害時等に自分一人では避難が困難な高齢者や障害者等が、円滑で迅速に避難するための個々の計画（個別計画）のことです。

政策6 ～協働によるまちづくり～

施策6-4 市民との協働による犯罪が起こりにくいまちづくり

施策のねらい（めざす姿）

犯罪や消費者トラブルが減り、安全で安心なまちとなっている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
犯罪件数 ()内は人口千人あたりの件数(件)	767 (15.9)	617 (12.6)		市内で発生した刑法犯罪認知件数です。 ()内は、人口千人あたりに換算した件数です。

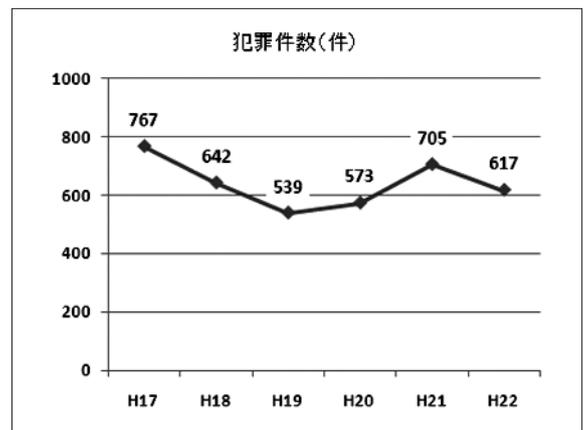
前期基本計画の取組結果

市内の全小学校区（11校区）で地域住民が主体となる「安全で安心できるまちづくり推進協議会※1」が設立され、児童・生徒の登下校時の見守り活動、夜間パトロールなどが実施されました。また平成22年度には暴力団排除条例を制定し、市民の安全で安心な暮らしを守るため暴力団を排除する体制整備を図りました。

環境の変化としては、筑後と大川警察署の統合や新聞配達員による不審者の警戒や、登下校する児童・生徒の見守り活動が始められるなど地域の防犯体制が強化されてきました。

施策の成果指標である「犯罪件数」は、平成17年度の767件から減少していたものが平成20・21年度には一旦増加しましたが、平成22年度は617件と減少しました。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

防犯の強化・徹底への取り組みは、行政だけでは困難です。広報活動や地域への働きかけを通して、地域の自主防犯組織活動の活性化を図り、市民、警察、市が連携した取り組みを推進します。

また、振り込め詐欺や悪徳商法などの消費に関する犯罪は、被害者をだますための口実を社会情勢に応じて頻繁に変化させるなど複雑化・巧妙化してきており、誰がいつ被害にあうかわかりません。被害を未然に防止するため、警察などから最新の情報を得ながら、講習会や広報啓発活動等を通して、正しい知識の習得や意識の向上を図るとともに、解決のための支援を充実します。

さらに、保護司会と連携し、再犯防止に向けた取り組みを進めます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

自主防犯組織の強化と充実（6-4-1）

●ねらい（めざす姿）

地域の防犯組織が確立し、地域住民が自主的に連帯し、防犯活動が行われている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
自主防犯組織※2数（団体）	11	11	地域行政

2

防犯意識の向上（6-4-2）

●ねらい（めざす姿）

啓発の充実などにより、市民の防犯意識が高まり、被害にあわなくなっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
防犯対策を行っている市民の割合（％）	64.5	➡	市民 関係団体 行政
防犯活動に参加している市民の割合（％）	5.2	➡	

3

賢い消費者づくりの推進（6-4-3）

●ねらい（めざす姿）

消費者が、消費生活に関する正しい知識を習得し、トラブルが未然に防がれている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
消費生活相談件数（件）	358	480	市民 事業者 行政
消費者相談の解決率（％）	—	95	
クーリングオフ※3を知っている市民の割合（％）	77.1	➡	

用語解説

- ※1 **安全で安心できるまちづくり推進協議会** 子どもの安全確保、子どもや老人の交通事故防止、校区内のあらゆる犯罪の防止、校区内住民の生活環境の向上を図ることを目的に、学校区単位で地域住民が主体となり設立・活動される組織です。
- ※2 **自主防犯組織** 防犯活動に関して、公的機関に頼らず自らの手で取り組んでいこうとする組織・団体のことです。市内では全小学校区で安全で安心できるまちづくり推進協議会が活動しています。
- ※3 **クーリングオフ** 特定商取引法に規定される「訪問販売」や「電話勧誘販売」などの場合に消費者が申し込みや契約をした後、一定の期間内であれば申し込みの撤回や契約の解除をすることができる制度のことをいいます。

政策6 ～協働によるまちづくり～

施策6-5 市民との協働による交通安全体制の充実

施策のねらい（めざす姿）

交通事故が少なくなり、死傷者数が減っている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
交通事故発生件数 (千人あたりの件数) (件)	527 (10.9)	389 (8.0)	➡	市内で発生した交通事故件数です。※()内は、人口千人あたりに換算した件数です。
交通事故死傷者数 (千人あたりの死傷者数) (人)	662 (13.8)	489 (10.0)	➡	市内で発生した交通事故による死傷者数です。※()内は、人口千人あたりに換算した人数です。

前期基本計画の取組結果

飲酒運転などによる悲惨な交通事故が相次いだことや、警察による取り締まりの強化もあり、安全運転への市民の意識は高まっています。

市内の全小学校区（11校区）で地域住民が主体となる「安全で安心できるまちづくり推進協議会」が設立され、児童・生徒の登下校時の見守り活動などが行われるようになりました。

また、警察や老人クラブなどの地域団体と連携し、「明るい服を着て交通安全キャンペーン」など各種交通安全運動に取り組むとともに、主要交差点の改良工事により安全に通行できるようになりました。

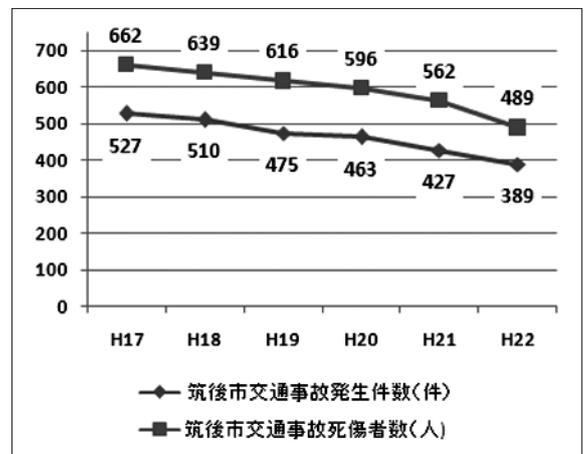
成果指標である「交通事故発生件数」は平成17年度527件が平成22年度には389件、「交通事故死傷者数」は、平成17年度662件が平成22年度には489件となり、どちらも減少しました。

後期基本計画の課題と方向性

交通安全の推進については、市民、警察、行政が連携した取り組みが効果的であり、安全で安心できるまちづくり推進協議会の活動支援をはじめ、交通安全教室などによる市民への啓発に取り組めます。特に高齢化が進んでいるため、高齢者が交通事故の加害者・被害者となるケースが増えないような取り組みも必要です。

また、引き続き幹線道路の歩道の拡充や交通安全施設の整備を進め、歩行者の安全の確保に努めます。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 交通安全教育と啓発の充実（6-5-1）

●ねらい（めざす姿）

交通安全についての市民の知識が高まり、交通ルールを守り、交通安全を心がけるようになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
交通ルールを順守している市民の割合（%）	85.1	➡	市民 関係団体 行政

2 地域での交通安全推進活動の充実（6-5-2）

●ねらい（めざす姿）

地域で交通安全を推進する気運が高まり、住民参加などによる交通安全活動が行われている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
交通安全活動を行った市民の割合（%）	9.7	➡	地域 行政

3 交通安全施設の整備（6-5-3）

●ねらい（めざす姿）

安全施設（カーブミラー、ガードレール等）が、適切に整備、維持管理され、安全性が高まっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
交通安全施設の整備割合（%） （下記の3つの施設の平成28年度整備目標値に対する整備済み割合の平均値）	0	100	行政
道路反射鏡（カーブミラー）（基）	0	127	
転落防止柵（ガードレール）（m）	0	2,098	
区画線（道路の白線）（m）	0	19,527	

※ 3つの施設の現状値は平成22年度を基準（=0）とし、後期目標値は平成28年度までの累計整備件数・距離を表しています。



政策6 ～協働によるまちづくり～

施策6-6 衛生的で安らげる生活環境づくり

施策のねらい（めざす姿）

住民同士や、住民と事業者間でトラブルがなく、地域と産業が共存できている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)
生活環境への満足度 (%)	82.9	77.8	

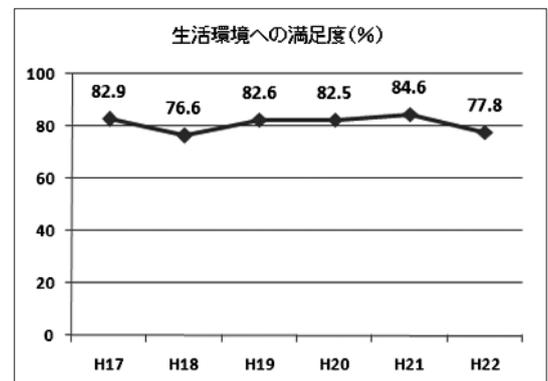
市民アンケートで「近隣との生活公害（臭い、騒音、ペット、空き地の管理など）についてあなたは困っていますか」という質問に、「困っていない」「たまに困ることもあるが、許せる範囲である」と回答した人の割合です。

前期基本計画の取組結果

市へ寄せられる苦情等へは、現地へ確認等に出向き、迅速に対応することで苦情件数も減少しました。また、住民間の問題であれば、原因者に状況を説明し、まずは相談者と当事者間で解決することを指導してきたことで、原因者の意識も変わってきたものと考えています。

住民ニーズが多様化する一方で、成果指標である「生活環境への満足度」は、平成17年度の82.9%から平成22年度は77.8%とほぼ横ばいで推移しています。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

生活スタイルや価値観の多様化などに加えて、日ごろの住民同士のつながりが希薄化することにより近隣住民間でトラブルとなるケースが増加しています。

特に、空き家、空き地の増加に伴う雑草木の管理放棄や防犯対策の面での危険家屋も多く見受けられます。

ペットの飼育や空き地・空き家の適正管理など、所有者（管理者）が責任を持って管理にあたるような指導・啓発に取り組むことで、トラブルの発生を未然に防止し、みんなが住みやすいまちづくりに努めます。

住民間のトラブルは行政では解決できないものも多くあります。地域コミュニティの再構築により、住民自身が問題解決や生活安全の確保に取り組む意識を啓発していきます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

生活公害の自主的解決の推進（6-6-1）

●ねらい（めざす姿）

- ・ 近隣の生活環境の問題について、自らの地域で解決している。
- ・ 市の助言や指導により生活公害に関するトラブルが解決する。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市が受けた苦情の解決率（％）	86.9	95.0	市民 地域 行政
市が受けた個人間に関する苦情件数（件）	30	30	

2

生活環境と事業環境の共生（6-6-2）

●ねらい（めざす姿）

生活環境に配慮した事業運営がされ、住民の理解が進み、住民生活と事業活動が共生できている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市が受けた事業所・農家に関する苦情件数（件）	31	30	市民 事業者 行政

